

1 基本構想策定の趣旨

府中市では、すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障壁のない社会を築くため、平成8年に府中市福祉のまちづくり条例を定め、市、市民及び事業者が互いの理解と協力の下に福祉のまちづくりを推進しています。

一方、国では急速な高齢化の進行や、¹ノーマライゼーションの理念の浸透にともない、高齢者や身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保の重要性が増していることから、高齢者や身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上（以下、「移動の円滑化」といいます。）を目指して、平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通²バリアフリー法」といいます。）」が公布、施行されました。

この法律に基づき、市町村は、移動の円滑化にかかわる事業を重点的・一体的に推進する地区を決めたうえで、その地区における旅客施設とその周辺の移動経路を構成する道路、駅前広場などについて、移動の円滑化の方針や事業に関する内容を盛り込んだ基本構想を策定し、一方で事業に関係する各事業者においては、基本構想に基づいて事業計画を作成し、事業を進めていくことになりました。

これを受けて、府中市においても、交通バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想を策定し、重点的・一体的な交通バリアフリー化を図ることとしました。そこで、基本構想の策定を目的とした「府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会」（以下、「協議会」といいます。）を、市民や事業者の協力の下で平成14年8月に設置し、討議やまち歩き点検調査、³ワークショップ、関係団体からの意見聴取などさまざまな活動を通じて、幅広い検討が行われてきました。

その協議会での活動結果を踏まえ、府中市では、市内の交通バリアフリー化を推進するための基本方針、事業の方向性を明らかにすることを目的として基本構想を作成しました。

1 ノーマライゼーション：障害のある人とない人が、地域社会の中でともに生きることが当然の姿であるという考え方。

2 バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁を除去するという意味で、建物や道路などの段差など、生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いる。

3 ワークショップ：市民参加型のまちづくりにおいて、参加者が自由に多くの意見を出しあいながら、合意形成をめざす話し合いの手法。

【参考】交通バリアフリー法とは

交通バリアフリー法の趣旨

高齢者、身体障害者、そのほか妊産婦などの公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため

駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を促進する。

駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

交通バリアフリー法の枠組み

- 交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定は、市町村にゆだねられている。
- 国が定めた基本方針は大きく分けて二つの流れがあり、次ページ右のフローのとおり、公共交通事業者（鉄道、バス事業者等）は、施設・車両を新設する場合のバリアフリー化は義務となり、既存施設のバリアフリー化は努力義務となっている。
- もう一つの流れとして、次ページ左のフローのとおり、市町村が旅客施設（駅やバスターミナル）及びその周辺の地区を重点整備地区とし基本構想を策定する場合には、公共交通特定事業者（鉄道、バス事業者等）、道路特定事業者（国道、都道、市道管理者）、交通安全特定事業者（公安委員会）は、バリアフリー化の整備目標やスケジュールを定める必要が生じ、予定通りの整備の遂行が課せられる。

このことにより、ある一定のまとまったエリアのバリアフリー化が確実に実現する。整備費用については、国及び東京都からの支援が得られる。

「交通バリアフリー法」は、このような枠組みで進められます。

基本方針(国)

移動円滑化の意義および目標
移動円滑化のために公共交通事業者が講ずべき措置に関する基本的事項
市町村が作成する基本構想の指針 など

重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進

基本構想(市町村)

1日の利用者数5,000人以上の駅などの旅客施設およびその周辺の地区を重点的に整備すべき地区として指定
旅客施設、道路、駅前広場等について、移動円滑化のための事業に関する基本的事項 など

公共交通特定事業	道路特定事業	交通安全特定事業	その他の事業
・公共交通事業者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	・道路管理者が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施 ・構造基準への適合	・都道府県公安委員会が基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施	・駅前広場、通路等一般交通の用に供する施設について必要な措置 ・駐車場、公園等の整備 等

支援措置 事業者に対し、国及び都からの助成

公共交通事業者が講ずべき措置

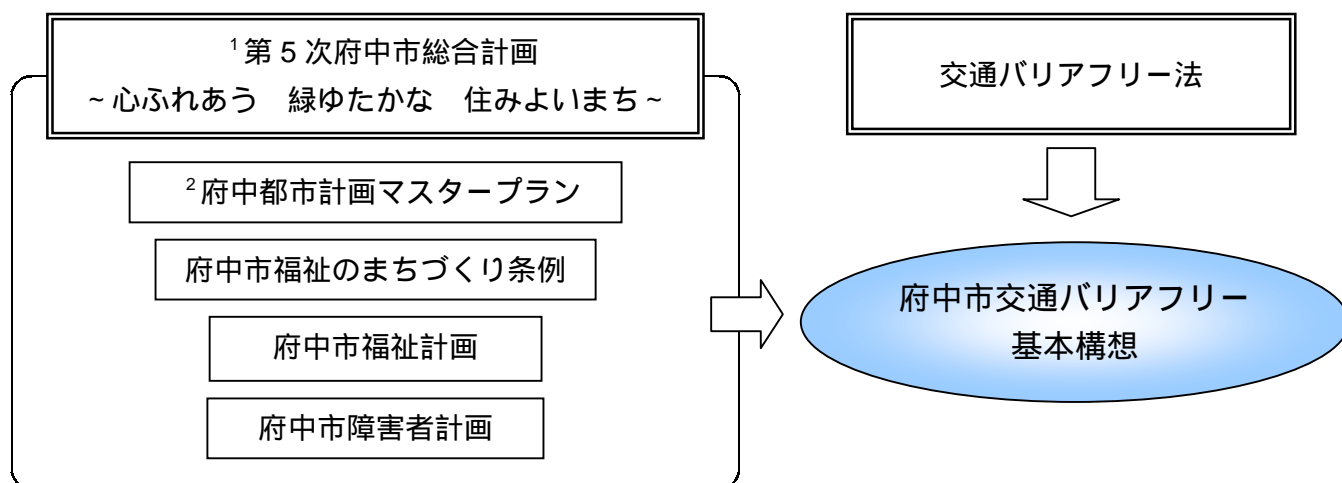
新設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の義務

- ・旅客施設を新設する際の基準適合義務
- ・車両を導入する際の基準適合義務

既設の旅客施設、車両についての公共交通事業者の努力義務

2 基本構想の位置付け

府中市交通バリアフリー基本構想は、第5次府中市総合計画をもとに「府中都市計画マスタープラン」、「府中市福祉のまちづくり条例」、「府中市福祉計画」、「府中市障害者計画」などと整合を図りながら、交通バリアフリー法に基づく移動の円滑化に関する方向性を示す基本構想として位置付けるものとします。



1 総合計画：市の将来の長期的な展望のもとに、行政のあらゆる分野を網羅した総合的な計画であり、行政運営の指針を定めたもの。

2 都市計画マスタープラン：まちづくりの方針、将来の目標等を総合的にまとめたもの。

3 目標年次

この基本構想の目標年次は交通バリアフリー法の基本方針の目標年次を考慮し、平成 22 年(2010 年)とします。

4 策定経過

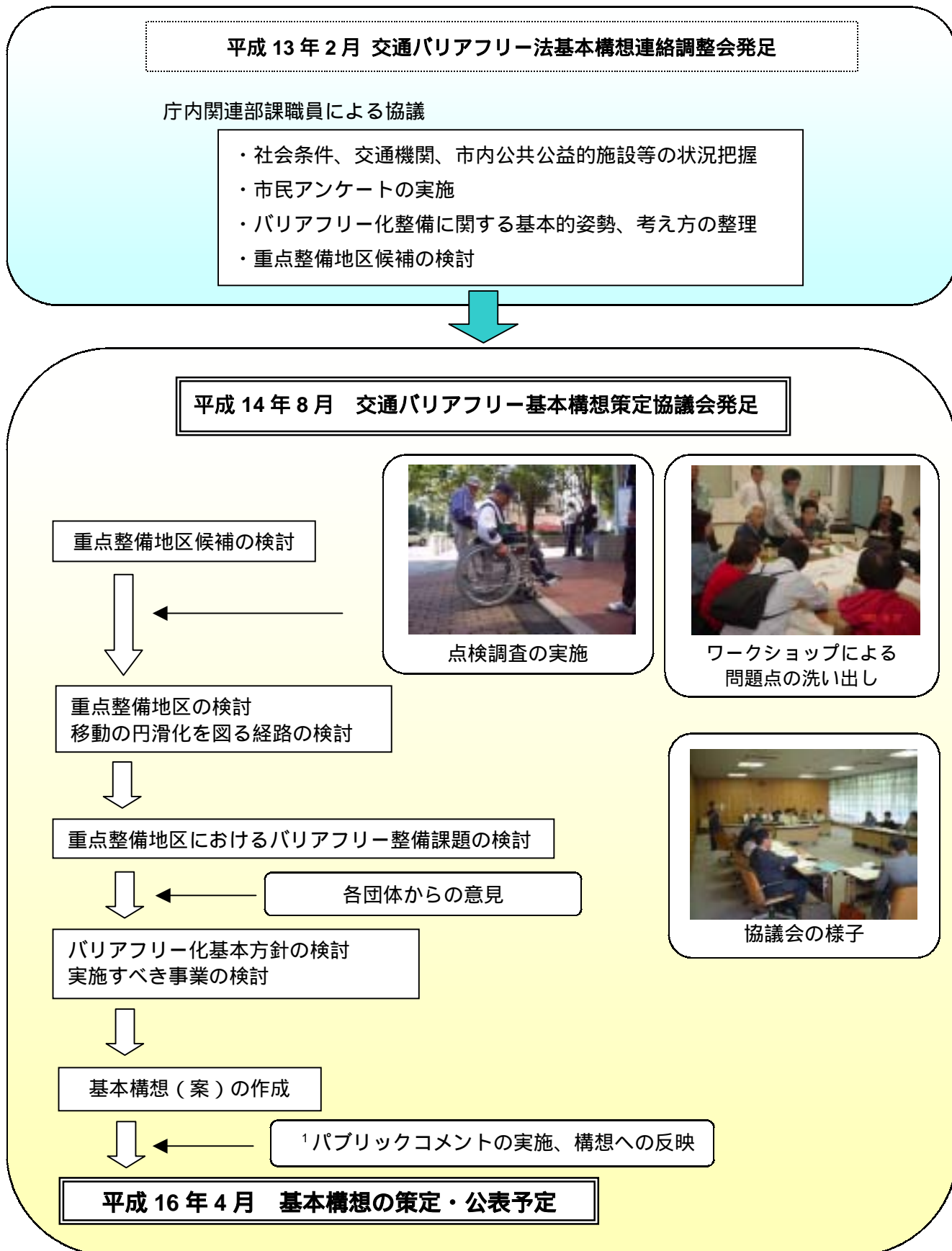
本基本構想の策定にあたり、府中市では平成 14 年 8 月に学識経験者、市民、高齢者団体・身体障害者団体・商業関係の団体の代表者、公共交通等関連事業者から構成される「府中市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を発足させ、¹重点整備地区や移動の円滑化を図る経路にかかわる検討から、まち歩き点検調査、ワークショップによる問題点の洗い出しに至るまで、市民と事業者、行政が一体となって基本構想の策定に取り組みました。

また、協議会委員のみならず、ワークショップやバリアフリー化に関する課題の整理などにおいては、関係諸団体や一般の市民の皆さんにも幅広くご協力をいただきました。

さらに、基本構想(案)を市民に公表し、意見・要望を募集し基本構想に反映させました。

1 重点整備地区：交通バリアフリー法に基づき、特定旅客施設を中心として重点的・一体的な整備が必要であると基本構想に定める地区。

基本構想策定までの流れ



1 パブリックコメント：行政が新しい施策等を立案・変更する場合、市民の多様な意見を反映する機会を確保し、施策形成の一層の透明性を図る観点から原案を市民に公表し、意見・情報を幅広く公募すること。